

## 源泉所得税納付のお知らせ

次の通り源泉所得税納付の指導日を設けずに、隨時受付とさせていただきます。  
ご都合の良い日程にお越しください。

1. 時間 午前9時～午後4時

2. 会場 富士見町商工会館または原村商工会館

3. 持ち物

源泉徴収簿・前年度の源泉徴収簿・納付書・  
納付領収書などを必ずお持ち下さい。



4. 納付期限 7月10日（水）

納期特例の納付期限ですので、期日までに必ず納付しましょう。

※令和6年6月支給給与・賞与分から定額減税が始まります。納付書の記入について  
ては定額減税後の金額の記載となりますのでご注意ください。  
また、定額減税によって税額が0円の場合についても、納付書を所轄税務署へ  
必ず提出して下さい。

### 源泉所得税は期限を守って納付しましょう

「延滞税や加算税が課せられるから・・」というのではなく、従業員から預かっている税金ですので、期限までに納付するようにしましょう。

商工会では納期限を過ぎた税務相談には、対応することができません。

直接税務署へお出かけいただくことになりますので、十分ご承知おきください。

長野県商工会連合会諒訪支部  
富士見町商工会・原村商工会